

環太平洋大学 試験実施等に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、環太平洋大学（以下、「本学」という。）学則第31条及び第33条から第35条に定める試験及び成績について、必要な事項を定める。

(試験の種類)

第2条 本学学則第34条に定める試験（レポート等を含む。以下同じ。）は、履修科目の単位認定のために行うもので、平常試験及び定期試験をいう。

2 平常試験は、原則として科目担当教員が適宜の方法により随時行う。

3 定期試験は、各学期の終了時に行う。

(定期試験の実施)

第3条 科目担当教員は、定期試験実施の有無、試験の方法及び試験に必要とする時間を、指定された期日までに教務課に届け出なければならない。

2 定期試験の時間割は、教務委員会の議を経て教務課が作成する。

3 定期試験の時間割は、原則として試験実施1週間前までに学生へ公示しなければならない。

(定期試験の受験資格)

第4条 所定の履修登録をしていない学生は、受験することができない。

2 不合格となった履修科目は、再試験の場合を除いて、再履修しなければ、受験することができない。

(追試験)

第5条 次の各号の一の事由により定期試験を欠席した者に対して、追試験を行うことがある。

(1) 天災地変による出席不能

(2) 公共交通機関の事故・故障による不通又は遅延（事故又は延着の証明書が必要）

(3) 疾病・傷病（医師の診断書が必要）

(4) 忌引き（会葬状など証明する書類が必要）

(5) 教員採用試験、就職試験、大学院入学試験（受験を証明する書類が必要）

(6) 大学の代表として出場する競技会又は全国レベル以上の公式大会への出場（大会へ提出したメンバー表の写し、又は当該監督の証明書が必要）

(7) 国際大会のための招請合宿（合宿への招請を証明する書類が必要）

(8) その他特別な事情により、学部長が正当と認めたもの

2 追試験を受けようとする者は、当該科目試験終了後7日以内に、欠席の事由並びにその事由を証明する書類を添付した追試験願を教務課に提出しなければならない。

3 追試験を欠席した場合は、再度追試験は実施しない。

(再試験)

第6条 卒業年次生は、卒業年次履修科目のうち成績評価がDのものに限り、前期、後期それぞれ3科目を上限として再試験を受けることができる。ただし通年科目・実習科目・集中講義科目は、再試験の対象となりません。

2 前項による再試験を受けようとする者は、当該科目の成績発表日を含む2日以内に1科目につき1,000円の受験料を納付の上、再試験願を教務課に提出しなければならない。

3 再試験に合格した場合の成績評価は、「C」とする。

(成績評価)

第7条 本学学則第32条に定める成績評価の評価内容は、次の表のとおりとする。

区 分	評価	評 点	評 価 内 容
合 格	S	100～90点	学習目標をほぼ完全に達成している
	A	89～80点	学習目標を相応に達成している
	B	79～70点	学習目標を相応に達成しているが、不十分な点がある
	C	69～60点	学習目標の最低限は満たしている
不 合 格	D	59～40点	学習目標の最低限を満たしていない
	E	40点未満	学習目標を全く満たしていない 再試験は受験不可
	F	不受験	「卒業研究」の不提出者
	G	資格無し	出席不足（出席数が3分の2以上ない）により成績評価を受けることができないもの 再試験は受験不可
	H	保留	怪我等により実技試験が受験できず、成績提出期限内に成績が出せないもの

2 怪我等により実技試験が受験できず、「H」と評価した者に対しては、保留期間を翌学期定期試験最終日までと

し、機能回復後速やかに実技試験を受けるよう指導を行い、試験に合格した場合は、受講した授業開講年度（期）に遡って単位を認定するものとする。

3 前項に定める保留期限を過ぎても受験しなかった場合の評価については、保留期限時点の学修結果で評価を行う。

（試験の入退室）

第8条 試験開始後15分以上経過したときは、試験場への入室は認めない。

2 試験開始後30分以上経過しなければ試験場からの退室を認めない。

（受験者への指示）

第9条 試験場において次の事項を指示しなければならない。

- (1) 学生証を机上に提示すること。
- (2) 試験監督の指示に従うこと。
- (3) 試験中の私語及び筆記用具の貸借をしないこと。
- (4) 試験中は携帯電話等の電源を切り、机上に置かないこと。
- (5) 答案用紙は所定のものを使用し、名前等はもれなく記入すること。
- (6) 答案用紙は、解答の有無にかかわらず試験場外に持ち出さないこと。

（不正行為）

第10条 不正行為とは次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 受験科目の内容を記入した物品等の所持、及び机上への記入
- (2) 他の学生の答案を写し取った場合
- (3) 答案用紙等の交換
- (4) 替玉受験
- (5) 参照を許可されていない教科書、ノート、参考書等の資料を見た場合
- (6) 参照を許可されている資料であっても受験中に貸借した場合
- (7) 試験監督者の指示に従わない等、試験監督の業務を著しく妨害した場合
- (8) 携帯電話等を使用した場合
- (9) その他前各号に準ずる行為

2 試験に際して不正行為のあった者は、当該受験科目の無効または当該学期の全定期試験科目を無効（「E」評価）とし、本学学生懲戒規程に基づき処分する。

（改廃）

第11条 この内規の改廃は、学長が行う。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第7条については、2020年度入学生から適用し、2019年度以前入学者は、従前の内規による。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

※健康科学科における再試験は別に定める。